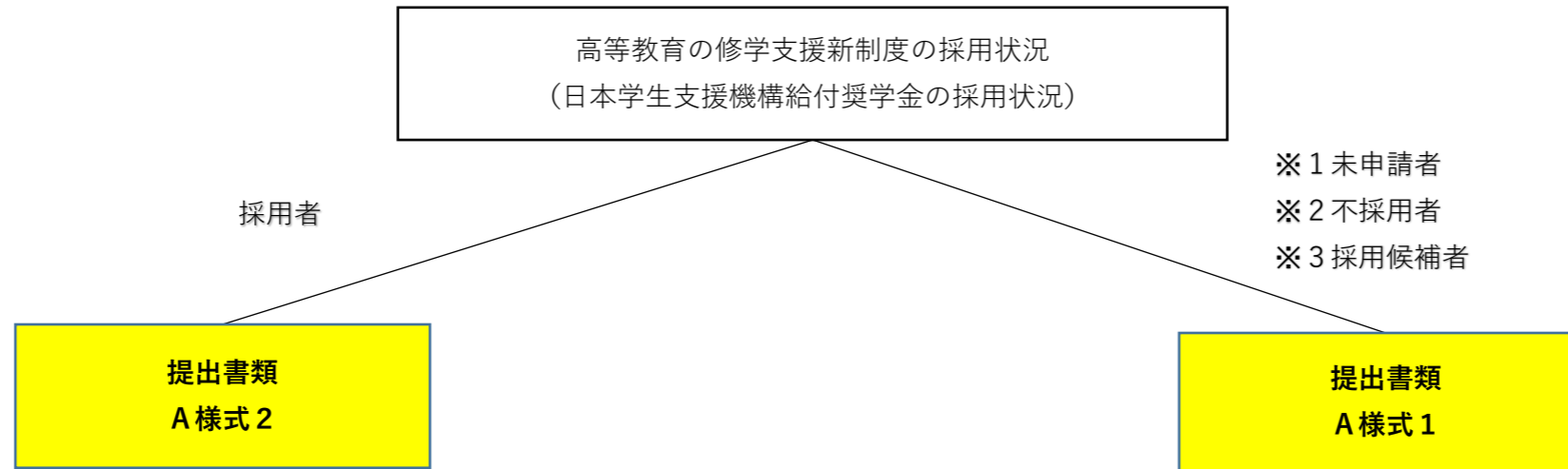


<参考> 令和3年度前期授業料免除申請提出書類フローチャート（4、5年生）



※1 高等教育の修学支援新制度の授業料免除に申請を希望される方で、まだ、日本学生支援機構給付奨学金に申請されていない方は、4月に日本学生支援機構給付奨学金の説明会を行います。必ず、説明会に参加し給付奨学金の申請を行ってください。申請がない場合は、不採用となり授業料免除が受けられませんのでご注意ください。

※2 令和2年度後期在学採用申請者、令和3年度予約採用申請者のうち家計基準による不採用となった方について、家計の基準は、令和2年度後期に行った審査基準（令和2年度の課税情報）と同じ基準で審査を行います。そのため、令和2年度の課税情報の修正申告等、令和2年度の税情報の変更を行っていない限り、今回申し込んでいただいたとしても、前回と同様の理由で不採用となります。なので、前回不採用の方は、申請時に受付を行わない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※3 令和3年度給付奨学金採用候補者の方は、今回初めて高等教育の修学支援新制度の対象となるため、A様式1の書類を提出してください。